

いも/いじは様式/い勢・式ひらの金路の考い  
を予玉/い型やい当平公不、ひも譯訳務費謝

生協と関連・委託で働く  
なかまのための

# 税金を知ろうパンフ

いてふ様式/い勢のやるを謝謝がは併告大ふ集五夫

税とは国や地方自治体などに課税するもの。給与所得、不動産所得、雑所得など、さまざまな所得に対して課税される。また、消費税率が10%に引き上げられたことにより、消費税の負担も増加している。また、所得控除や税額控除など、税金を減らすための制度も存在する。このパンフレットでは、税金の基礎知識や、生協と関連・委託で働くなかまにとっての税金の取り扱いについて詳しく解説している。また、税金の計算方法や、申告書の提出方法についても解説している。税金の知識を身につけて、賢く税金を払い、生活を守るために活用してほしい。

☆全国生協連行が準備するおたが民群☆

全国生協労働組合連合会

# いまの税金のとり方・使い方おかしいよ！ 消費税増税より、不公平とムダ使い正そう

税金のこと知って学んでくらしを守りましょう。

生協や会社ではたらく私たち（雇用労働者）は、税金のことはみんな生協・会社がやってくれるので「払っている実感」がありません。しかし給与明細をよくみると、税金や社会保険料は毎月かなりの金額とられています。年末に給与明細といっしょにもらう「源泉徴収表」という小さな書類をみて一年間の税金がどれだけすごかったのかがわかって、あ然としたことはありませんか。

この10年間、私たちの賃金・年収は減る一方でした。しかし税金や社会保険料は増え続けてきたのです。給料の「手取り」がどんどん減って家計は苦しくなり、貯金が思うようにできなくなったという実感・不安をだれしもがもっています。

このパンフレットで税金のことを少し知り、関心を強めようではありませんか。

## 大企業と大金持ちを優遇する今の税制に怒ろう！

このパンフレットでぜひ知っていただきたいのは、税金のとり方・使い方について憲法で定めた原則があるということ。しかしいまの税制はこの原則をごまかして大企業と大金持ちを特別に優遇し、その分を私たち労働者・庶民にシワよせする不公平税制を続けてきていること。また憲法は、「税金は国民のくらしを守るために使う。戦争や軍備に使ってはならない」と、税金の使い方を定めています。しかし歴代の自民党政治は大型公共投資や軍備などで膨大な税金のムダ使いをくりかえし、社会保障や教育費を圧迫し、国の借金を増やし続けてきたのです。政府はこのことをまず反省し、国民本位の税金の使い方に改革すべきです。

さきの参議院選挙で「消費税増税ノ一の審判」が下ったのに、「国の財政が破綻してしまうから消費税を増税したい」「いや、福祉のために消費税を増税するのだ」などと、財界と政府与党はやめようとしません。

しかしこんなこと許すわけには行きません。消費税の増税をうんぬんする前に、「大企業や大金持ちからしっかり税金を取る」「ムダ使いをやめる。政官業の癒着をなくす」「社会保障の充実と雇用拡大・最低賃金の引き上げと中小企業支援で景気を回復のために税金を使う」など、反省と改革すべきことがあります。

このパンフレットを使って「税金のこと」「消費税増税のこと」について学習を広げましょう。

☆毎月できる簡単な行動提起☆

毎月必ず給与明細書をじっくり見つめ、税金と社会保険料がいくら取られているのか確認しましょう。  
(ダイエットもまず計量から)

## も く じ

(1) 働くなかまの税金基礎知識 .....	2
1. 「税金天引き」の仕組み	2
2. 毎月の給与から「おおよその税金額」を前払いしている	2
3. 所得税の仕組みと計算	3
4. 年収が103万円以下なら所得税(国税)はかからない	4
(2) 税金とは —— 日本国憲法の考え方(根本原則) .....	6
1. 税金のとり方=2つの原則	6
2. 税金の使い方の原則	7
(3) 働く者・庶民には重くなる一方の日本の税制 .....	9
1. この10年間、相次いだ庶民への増税政策	9
(4) 大金持ちと大企業を優遇する異常な不公平 .....	10
1. 大金持ち優遇のとんでもない不公平	10
2. 大企業の特権的な法人税減税の異常	12
(5) 消費税のウソと庶民いじめの実態 .....	14
1. 年間の消費税額は、平均17万5千円	14
2. 消費税はそもそもどういう税金か —— 最悪な5つの性格	14
3. 「消費税は社会保障のため」というウソ	17
4. 消費税導入・増税で悪化した「財政赤字」「ムダ使い」	18
(6) 私たちの税制改革の要求 .....	19

# 1 働くなかまの税金基礎知識

## 1 「税金天引き」の仕組み

私たちの税金は、1年間の収入に税率をかけて計算します。「3月15日までに税務署に行って確定申告して税金をまとめて支払う」というのが原則です。しかし、生協や会社に勤めている労働者である私たちは、自分の税金を自分では計算していませんし、税務署に払いにも行っていません。私たちの税金は、生協・会社が計算し、毎月の給料から天引きしています。このような仕組みを「源泉徴収制度」といいます。

なぜこのような制度になっているのか。理由

は、①自主的にきちんと申告せずに税金を払わない者も出てくると、税金を取りはぐれる恐れがある、②支払う側も税務署にとっても、会社でやってくれば手続きが簡素化できる、③あらかじめ毎月少しずつ税金を納めておけば、一年分の税金をいっぺんに取られるより金銭的痛みは少ない、などと理由をあげられます。要するに、「税金を徴収する側＝政府・税務署」の事情から考え出された制度なのです。

## 2 毎月の給与から「おおよその税金額」を前払いしている

税金の計算は、1月1日から12月31日までの1年間の収入に基づいて行います。従って1年間の収入が決まる時点、つまり12月31日にならなければ本来計算はできないはずですが。しかし私たちの税金は1年間の収入が決まる前に、毎月の給料から「その年の税金」が天引きされています。

税金の計算は、毎月受取る給料の額を基に「おおよその税金額」が計算されます。給料から「税金の対象から引けるもの＝以下に説明」だけを引いて、その「残り」に税率をかけて月々の税額を試算しているわけです。つまり、年間の税金の多くを毎月前払いしているのです。

### (1) 月々および年間とられている税金の事例

給与明細には税金として「所得税」と「住民税（地方税）」の欄があり、月々の給与からどれくらいの額が税金として引かれているかが書かれています。「所得税」は、「国税」といって、

国に納める税金です。「住民税」は、「地方税」といって、住んでいる都道府県と市区町村に納める税金です。

どれくらい税金をとられているのか考えてい

ただくために、ここに生協で働くなかまの二つの事例をご紹介します。① A さん＝正規職員で 35 歳・子ども 1 人・共働き（フルタイマー）、② B さん＝正規職員で 40 歳・子ども 1 人・片働きです。

月々のデータは千円未満を四捨五入。年間

のデータは万円未満を四捨五入しています。いろいろな事情で税金の額は変わりますから、あくまで一例としてご覧下さい。なお、社会保険料（健康保険・厚生年金・雇用保険）も大変な金額です。税金と社会保険料を引かれた「手取り額」は細くなる一方です。

表①：生協で働くAさんの7月の税金

給与総額	375,000円
所得税 9,000円	17,000円
住民税 8,000円	
社会保険料	45,000円

Aさんの昨年一年間の税金

給与総額	437万円
所得税 17万円	29万円
住民税 12万円	
社会保険料	55万円

生協で働くBさんの7月の税金

給与総額	413,000円
所得税 7,000円	23,000円
住民税 16,000円	
社会保険料	52,000円

Bさんの昨年一年間の税金

給与総額	523万円
所得税 9万円	28万円
住民税 19万円	
社会保険料	68万円

## (2) 年末調整とは

以上のように私たちの税金は、毎月の給料をもとに「おおよその税金」を前払いするわけですが、「本当の年間の税金の額」がわかるのは年末になってからです。そこで月々支払ってきた「おおよその税金」と、1年間の収入をもとにした「本当の税金」との差額の手直しが必要

になります。これが「年末調整」です。払いすぎていれば税金は戻りますし、反対に不足していれば、追加で税金を払うこととなります。この「年末調整」もいくつかの書類さえ出せば、後は生協・会社がやってくれます。

## (3) 年末調整で差し引けるもの

「引けるもの＝控除」の中には年末調整でなければ引けないものがあります。一つは、損害保険や生命保険の保険料控除です。この損害保険料控除を受けるためには、年末に職場で配られる「給与所得者の保険料控除申告書」を提出しなければなりません。この書類に必要なことを書いて、保険会社から送られてくる控除証明書などとともて会社に提出します。

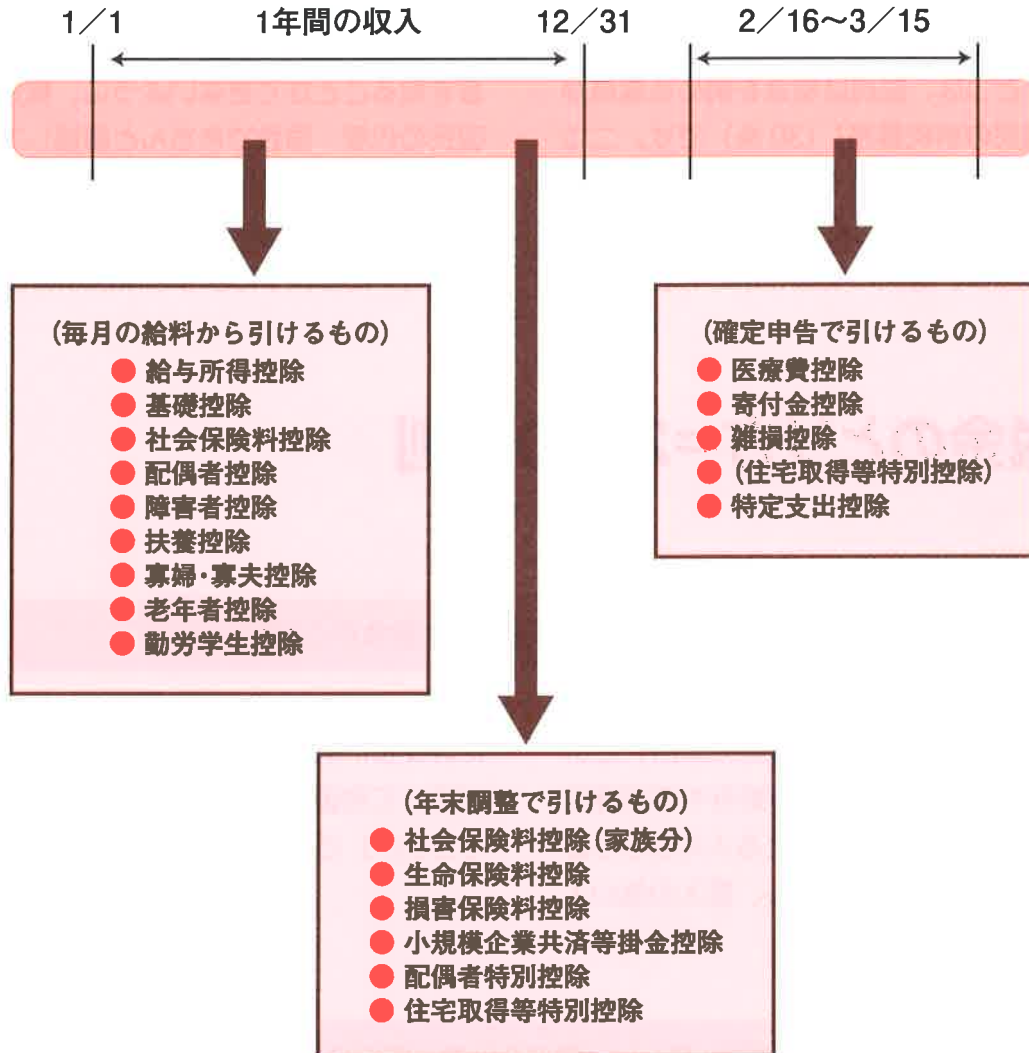
二つ目に、「配偶者控除・扶養控除（あわせて人的控除）」があります。これも年末に職場で配られる「給与所得者の扶養控除等（移動）申告書」に必要事項を記入して会社に提出します。この家族調査書のようなものに、いま自分は何人家族か、家族は何歳で、収入の有無、自分との関係などを記入します。

## (4) 年収が 103 万円以下なら所得税（国税）はかからない

雇用労働者の所得税は、給与所得控除（最低 65 万円）と基礎控除（38 万円）などの所得控除を差し引いた残額に課税されます。つまり年

収 103 万円以下で他に所得がない場合は、所得税はかかりません。また年収 93 万円以下なら住民税（地方税）の均等割・所得割もかかりません。

図①：年末調整で「引けるもの」と「引けないもの」



## ② 税金とは

### 日本国憲法の考え方(根本原則)

憲法には税金についての大原則がうたわれています。ひとつは、国民は税金を納める義務がある＝「国民の納税義務」(30条)です。二つには、税金の制度については法律できちんと定めること＝「租税法律主義」(84条)です。

つまり憲法は、国民に税金を納める義務があ

ると謳う一方で、政府・行政に対して勝手に税金を取ることができないように、税金のことは国民の代表・国会できちんと議論して法律で決めなさい、と「国の課税権」を規制しています。

憲法の条文を基に「税金のとり方」「税金の使い方」には以下のような原則があります。

## ① 税金のとり方=2つの原則

### (1) 国民は能力に応じて税金を負担する。(応能負担の原則)

税金のとり方には、「応能負担の原則」というルールがあります。「会社の給与や事業経営などで収入があって税金を払える人にはしっかり税金を払ってもらう。ただし、収入の低い人

には支払い能力に応じた低い税金とする。収入が低くて税金を払えないような人からは税金をとらない」という原則です。

### (2) 最低生活費には課税しない。(最低生計費非課税の原則)

日本国憲法の第25条は、「国民に人間らしい最低限の生活を保障するのは国の義務である」と定めています。そこから「最低の生活費に税金をかけてはいけない」という「最低生計費非課税」が原則になっています。これは日本だけでなく先進諸国ではどこでも税制の原則になっています。

税金がかかるようになる最低の年収を「課税最低限度額」と言います。いまの課税最低限度額は年収103万円です。103万円をこえたら税金がかかります。国が定めた「生活保護基準」すら下回る年収103万円が課税最低限度額なんて低すぎます。憲法違反と言っても過言ではありません。もっとあげる必要があります。

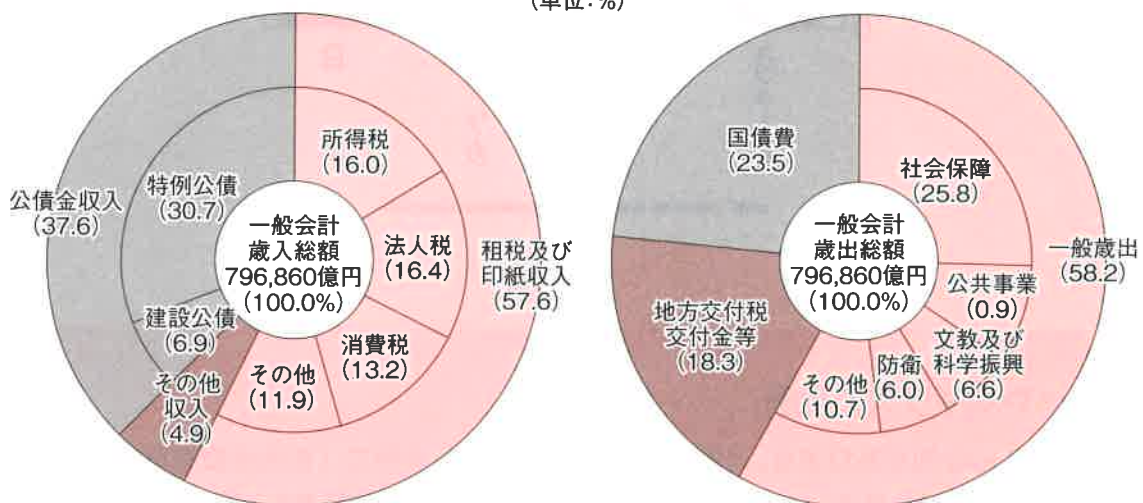
## 2 税金の使い方の原則

### (1) 税金は平和と福祉のために使うものです。

憲法9条（不戦・非武装）と25条（国民の生活を守る）は、政府がこれを実現する責任があることをはっきり定めています。国はこの責務を果たすために税金を使うことができます。つまり憲法は、税金は平和と国民のくらし・教育・社会保障の維持・向上のために使うことを原則として定めているのです。

「平和のため」というのは、第9条が「不戦・非武装」を定めていますので、本来は自衛隊など軍事費（防衛費）に使うことは許されないはずで。ところがいま、毎年毎年、5兆円もの税金を軍事費として使い、おまけに米軍にも、負担しなくていいのに毎年「思いやり予算」と名づけて3800億円も拠出しています。

図2：国家予算と税金（平成18年度 一般会計歳入・歳出）  
（単位：%）



出典：財務省HP資料「特別会計のはなし」

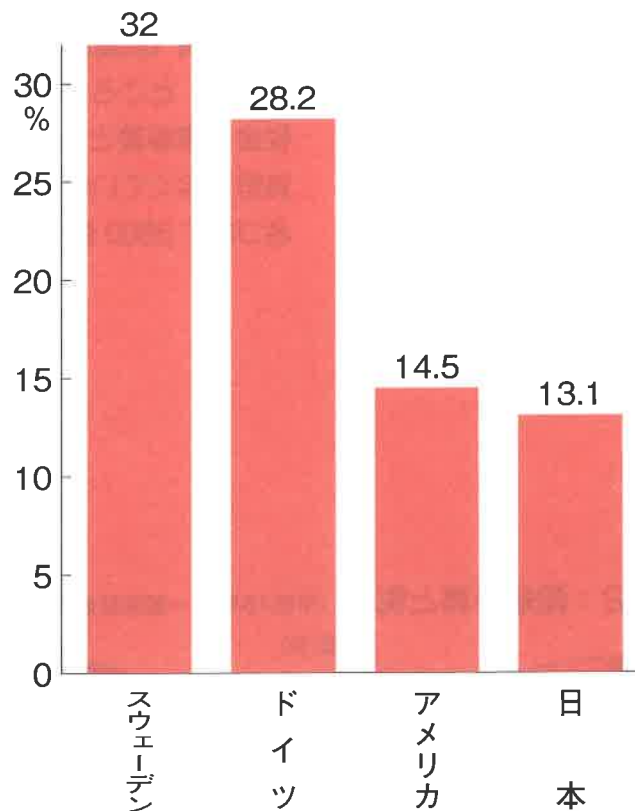
※公共事業の予算は、上記の「一般会計」だけでなく、特別会計・財政投融资・補正予算など多岐にわたり、総額50兆円前後とされています。

## (2) 先進諸国の税金の使い方と比較してみても、日本は異常！

欧米では「税金は平和と国民のくらし・教育・社会保障の維持・向上のために使う」という原則が日本よりしっかり守られています。「税金の

使い方」を欧米と比べると、日本は「社会保障より公共事業」に税金を使うという異常な状態であることが一目瞭然です。

図③：GDPに占める社会保障給付費の国際比較



出所／国立社会保障・人口問題研究所2004年

### ● ドイツやイギリスの事例

- ◆たとえばこんな例があります。1992年ドイツの連邦裁判所で「生活保護基準を下回る課税最低限は憲法違反である」という判決がでて、政府は直ちに課税最低限を上げました。
- ◆ドイツやイギリスでは、低所得者層は「税金は納める」が、ほぼ全額が戻される。つまり、低所得者層は事実上、税金は払っていないのです。

# ③ 働く者・庶民には重くなる一方の日本の税制

## 1 この10年間、相次いだ庶民への増税政策

日本の税制の特徴は、戦後一貫して「働く者・庶民には重くなる一方」だということです。2000年からの10年間をみても、私たち働く者や庶民に対して自公政権は、さまざまな増税を押し付け続けてきました。

とくに2006年を前後して所得税・住民税の控除（減税措置）が相次いで廃止され、年金生活のお年寄りから搾り取る「定率減税の廃止」が強行され、大きな問題になりました。

表②：この間の庶民増税の一覧（単位：億円）

実施年	内 容	増税額
2000	所得税の年少扶養控除の廃止	2,030
2003	発泡酒などの増税	770
	たばこ税の増税※	2,600
2004	所得税の配偶者特別控除の廃止	4,790
	住民税均等割の増税	538
2005	消費税の免税点の引き下げなど	6,300
	住民税の配偶者特別控除の廃止	2,554
	所得税の公的年金等控除の縮小	1,160
	所得税の老年者控除の廃止	1,240
2006	住民税の公的年金等控除の縮小	423
	住民税の老年者控除の廃止	1,003
	住民税の高齢者の非課税限度額廃止	171
	所得税・住民税の定率減税の半減	16,400
	第3のビールなどの酒税の増税	160
	たばこ税の増税※	2,600
2007	所得税・住民税の定率減税の廃止	17,334
合 計		60,073

## 4 大金持ちと大企業を優遇する異常な税制

### 1 大金持ち優遇のとんでもない不公平

日本の税制は、「税金の原則」を無視・軽視して長年にわたって大企業を優遇する不公平な制度に改悪され続けてきました。今日では、「た

とえ大企業が大儲けしても税収は増えない」という異常な状態になっています。

#### (1) 70%から40%まで激減してきた所得税の最高税率

所得税の最高税率の推移（1984年から今日まで）を示しているのが表③です。1984年には課税所得8,000万円以上の高額所得に対して70%だった最高税率が、消費税導入とともに50%に下がりました。自公政権は、大資産家や大金持ちがマネーゲームで膨大な利潤をほしいままにしていた1999年にも最高税率を37%に引き下げてしまいました。

その後も庶民には減税措置を廃止するという形で増税を押し付けるのに、最高税率は40%と低いまま維持、つまり「金持ち減税」だけは続

けたのです。図④は、所得階層別の税金の負担率（税額÷申告所得）を示したものです。所得が多くなるほど税金の負担率が高くなりますが、なんと一億円を超えるとどんどん下がっています。

なぜか。所得税と住民税を合わせた最高税率は50%。課税所得が1800万円をどんなに超えても変わりません。さらに「証券優遇措置」があります。株の売買でもうけた利益には10%しか税金がかかりません。株の取引で大儲けをすると税金の負担率が低くなるのです。

#### (2) 「金持ち優遇」の不公平税制の実態

所得の水準（階層）による実際の所得税の負担割合を表わしたのが図④です。現在の税制は、「応能負担の原則」から「累進課税＝所得が高い階層ほど税率が高くなる」構造にはなっていますが、なんと「年収1億円の金持ちが実際に納めている所得税は年収の26.5%にすぎない。

しかも1億円をこえると負担率が急落する」という「応能負担の原則」をふみはずす異常なまでの不公平税制が横行しています。

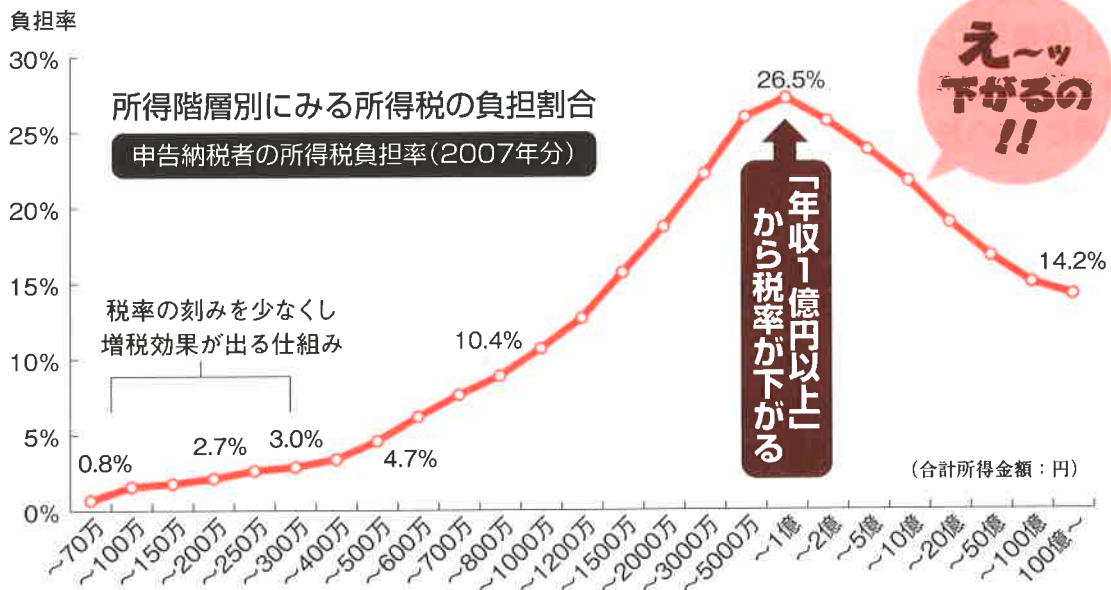
具体的には表④のように、1999年の最高税率引き下げで大企業トップ役員の特典減税は一人当たり1900万円にものぼりました。

表③：所得税の最高税率の推移

年	税率
1984年	70% (課税所得8,000万円超)
87年	60% (同 5,000万円超)
89年	50% (同 2,000万円超)
95年	50% (同 3,000万円超)
99年	37% (同 1,800万円超)
2007年*	40% (同 1,800万円超)

\*住民税の10%フラット化に伴う引き上げ

図④：『金持ち優遇』の不公平税制の実態



表④：主な大企業トップの役員報酬と減税額 (円)

氏名	企業名・役職	年間報酬額	推計減税額	氏名	企業名・役職	年間報酬額	推計減税額
【自動車】				マイケル・クック	新生銀行前専務執行役	1億4900万	1717万
カルロス・ゴーン	日産自動車社長	8億9100万	1億2291万	齊藤宏	みずほコーポレート銀行前会長	1億2300万	1347万
張富士夫	トヨタ自動車会長	1億3200万	1475万	永易克典	三菱UFJフィナンシャルグループ社長	1億1100万	1176万
伊東孝紳	本田技研工業社長	1億1500万	1233万	【鉄鋼】			
【電機】				三村明夫	新日本製鉄会長	1億7060万	2025万
ハワード・ストリンガー	ソニー会長兼社長	8億2550万	1億1357万	【医薬品】			
中鉢良治	ソニー副会長	2億1304万	2630万	長谷川閑史	武田薬品工業社長	2億2300万	2772万
川村隆	日立製作所会長	1億3400万	1503万	【その他の業種】			
中村邦夫	パナソニック会長	1億2200万	1332万	北島義俊	大日本印刷社長	7億8700万	1億809万
西田厚聰	東芝会長	1億700万	1119万	金川千尋	信越化学工業会長	5億3500万	7218万
【金融・証券】				里見治	セガサミーホールディングス会長兼社長	4億3500万	5793万
渡部賢一	野村ホールディングス社長	2億9900万	3855万	小島順彦	三菱商事会長	2億2500万	2800万
宮内義彦	オリックス会長	1億8300万	2202万	岩沙弘道	三井不動産社長	1億7100万	2031万

※2010年7月5日「しんぶん赤旗」(同紙が有価証券報告書をもとに試算し報道。)

## 2 大企業の特権的な法人税減税の異常

### (1) 大企業への異常なまでの減税＝「利益が増えても法人税は増えない」

大企業は「もうけ＝経常利益」を、バブル経済崩壊のなかでも確保し、2000年から史上最高を更新し続け、膨大な利益溜め込み、内部留保がいまでは200兆円超にのぼっています。

ところが大企業の法人税は、1997年に消費税が5%にアップして以降、経常利益が増えても「税額」は増えていません。図⑤参照。それもそのはずで、大企業の「法人税減税」は消費税導入の時と5%へ税率アップした時に40%か

ら30%に引き下げられてきたのです。働く者・庶民には賃金・一時金の抑制、庶民増税、社会保険料の負担増が押しつける一方で、「大企業には経常利益が増えても法人税の額は増やさない」という政策が続いてきたのです。このままでは、「景気が回復しても税収が増えない」という異常な構造がすすみ、財政再建もままなりません。

### (2) 日本の法人税は「諸外国より高くない」

財界・大企業はさかんに「日本の法人税は高い」などと主張しますが、これは間違いです。けっして高くありません。資本金10億円以上の大企業が実際に払っている法人税の税率は平均でも30%。欧米と遜色ありません。しかも超大企業はソニーの12%を筆頭に20%にも満たないというのが実態です。しかも3大銀行はこの10年間、「経営再建」を理由に、利益が出ているのに1円も税金を支払っていません。表⑥参照。

表⑥：実際の負担率は40%どころか…

ソニー	12.9%
住友化学	16.6%
パナソニック	17.6%
ホンダ	24.5%
トヨタ	30.1%
3大銀行（三菱UFJ、三井住友、みずほ）	
10年以上、法人税ゼロ	

(各企業が公表した決算より)  
※地方税とあわせた実効税率

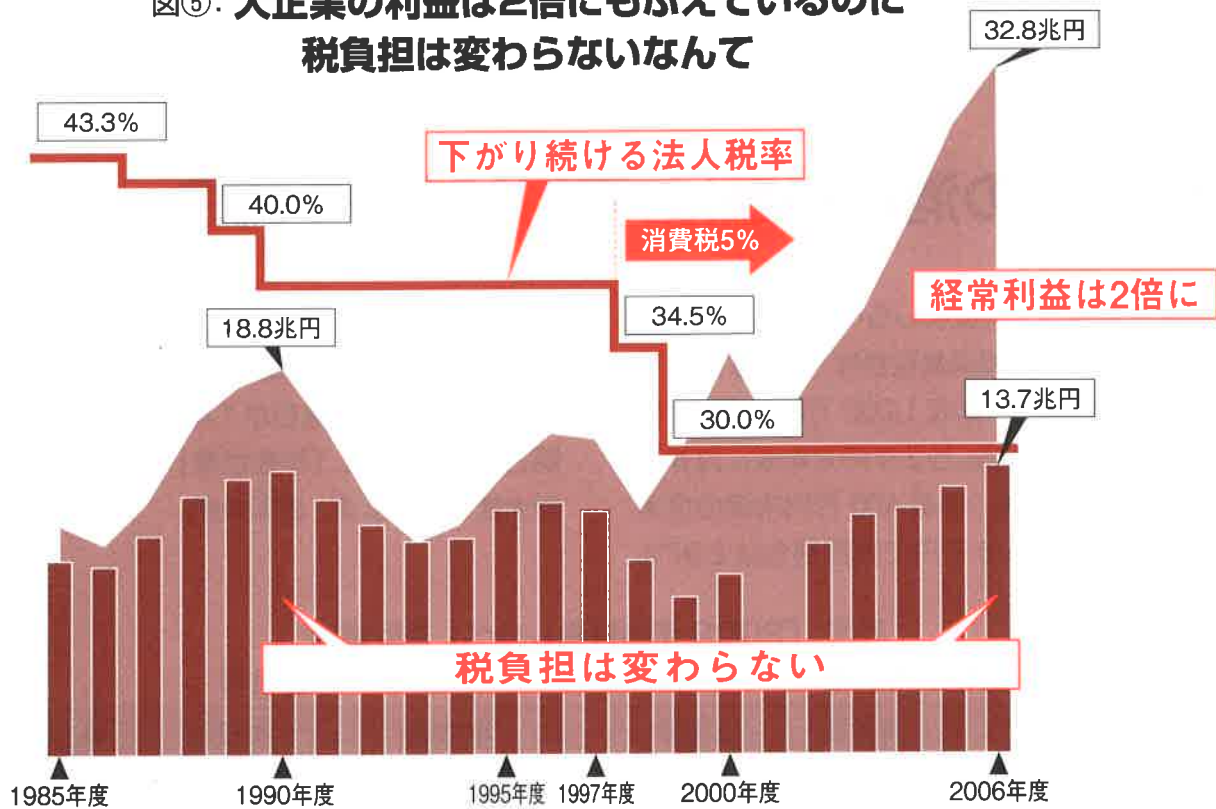
### (3) 大企業だけの特権的な減税と社会保険料負担の低さ。

日本には大企業だけの特別な減税措置がいろいろあります。「研究開発減税」はその最たるものです。表⑤参照。

しかも健康保険・厚生年金など社会保険の保

険料の労使負担割合は、日本では労使折半(5:5)ですが、ヨーロッパ諸国では事業主(企業)負担の方が労働者の2倍から4倍も高いのです。

図⑤：大企業の利益は2倍にもふえているのに  
税負担は変わらないなんて



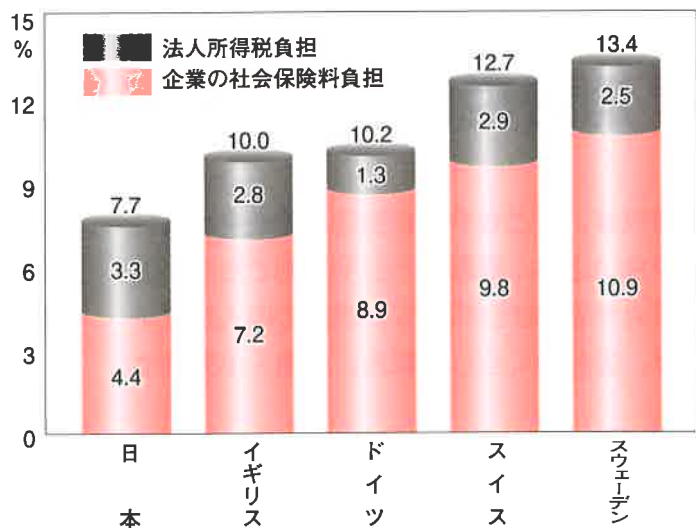
財務省「法人企業統計調査」(全産業・規模10億円以上)(当期末)から。  
「税負担」は、法人税、住民税及び事業税」と「租税公課」の合計。

表⑤：主な企業の研究開発減税額  
(単位：億円)

順位	企業名	減税額
1	トヨタ自動車	762
2	キャノン	285
3	本田技研工業	241
4	デンソー	124
5	シャープ	119
6	松下電器産業	106
7	アステラス製薬	104
8	ソニー	103
9	東芝	73
10	武田薬品	73

注) 各社の06年度有価証券報告書から推計。

図⑥：企業の税・社会保障負担 (対GDP比較)



(注) 垣内亮:「法人税の空洞化に歯止めを」『経済』2006年5月号

# 5 消費税のウソと庶民いじめの実態

## 1 年間の消費税額は、平均18万6千円余

日本生協連の「消費税しらべ」によると、給与所得一世帯の年間消費税額は平均18万6千円にもものぼります。年収1,000万円以上の世帯の消費税負担額は28万3千円で年収に対する負担割合は2.21%。年収400万円未満の世帯の消費税額は8万6千円で負担割合は2.97%

となっています。

「年収1,000万円以上の世帯」に比べて「400万円未満世帯」の負担が1.4倍も重いことが証明されています。「年金世帯」ではもっと格差が大きくなります。表⑨参照。

表⑨：「2008年消費税しらべ」集計結果

給与所得世帯

年金世帯

年収帯	消費税	負担率
400万円未満	86,458	2.97%
400～599万円	136,860	2.67%
600～799万円	165,526	2.38%
800～999万円	196,906	2.20%
1000万円以上	283,383	2.21%
全体	186,291	2.33%

年収帯	消費税	負担率
400万円未満	111,502	3.60%
400～599万円	148,209	3.05%
600～799万円	171,991	2.54%
800～999万円	180,603	2.16%
1000万円以上	266,868	2.28%
全体	139,171	3.03%

## 2 消費税はそもそもどういう税金か **最悪な5つの性格**

消費税は、子どもや年金生活、最低生活費に負担が食い込む、最悪の不公平税制であり、国民が反対するのは当然です。庶民の収入が減少し続け、国民のくらしと雇用、流通・小売業や

中小企業の経営が深刻なデフレ・消費不況に陥っているいま、消費税のもっている5つの最悪な性格はがまんできません。

## 1 低所得者ほど負担が重い

日本の消費税は、収入のない子どもにもかかる、派遣切りやリストラにあつて収入や住むところがなくなつても、一切、免除されません。また大根にもダイヤモンドにも一律にかかります。消費税は、弱いものいじめの最悪の不公平な税制です。まさに憲法の応能負担原則に反します。今日、日本では富める者と貧しい者の所得格差が過去最悪にまで広がっています。立場の弱い人の生活費に、これ以上の負担を押し付ける消費税増税を許すわけにはいきません。

表⑦：消費税10%は家計を大きく圧迫！

年 収	5%の負担	10%の負担	負担増
～250	13.1	25.0	11.9
250～300	11.2	21.5	10.3
300～350	12.1	23.2	11.1
350～400	14.0	26.7	12.7
400～450	14.7	28.0	13.3
450～500	14.6	27.9	13.3
500～550	14.6	27.9	13.3
550～600	16.4	31.3	14.9
600～650	17.3	33.0	15.7
650～700	18.9	36.0	17.1
700～750	19.7	37.7	18.0
750～800	19.5	37.3	17.8
800～900	20.7	39.5	18.8
900～1000	24.9	47.6	22.7
平 均	18.1	34.6	16.5

モデルは夫・専業主婦・子2人の4人家族世帯 (単位:万円)  
第一生命経済研究所が総務省・家計調査より作成

## 2 景気を底から冷やす

消費税率の引き上げが強行されれば、まさに景気悪化は必至であり、中小業者の営業は根底から破壊されます。1997年に消費税率が3%から5%に引き上げられ、消費大不況と景気悪化が急激にすすみました。

消費税はまさに景気を底から冷やし、中小業者・国民の働く場を奪う税金です。もしも日本経団連や民主・自民などの主張のように消費税が10%になれば、家計も職場も甚大な被害を受けます。デフレ不況で苦しむ国民経済にとってやるべきは消費税の食品非課税など税率を引

き下げ、最低賃金を1000円以上にし、中小企業への支援策を抜本的に強化し、国内総生産の6割を占める消費購買力を強めることです。

表⑧：消費税率引き上げの打撃

消費税率8%、10%への引き上げが日本経済に及ぼす影響

消費税率	10% (+5%)
生 産	▲13兆3,200億円
雇 用	▲216万5,000人
G D P	▲1.6%

出所:有働正治氏試算(「月刊民商」2004年11月号)

## 3 徹底した大企業優遇税制

強い立場にある大企業は、消費税はそのまま価格に転嫁できます。事実上、消費税の負担はありません。だからどんなに税率が高くなつても少しもこまりません。

しかもいまだ日本経団連は、「消費税を社会保障目的税にして、企業の社会保険料の企業

負担を軽減のため、消費税を増税せよ」と言っています。

また自動車など輸出関連の大企業には膨大な「輸出にかかわる消費税」が膨大に還付されます。トヨタ自動車は年間3,219億円(2008年3月決算)もの消費税の還付金を受けています。

## 4 大企業のリストラ推進税制

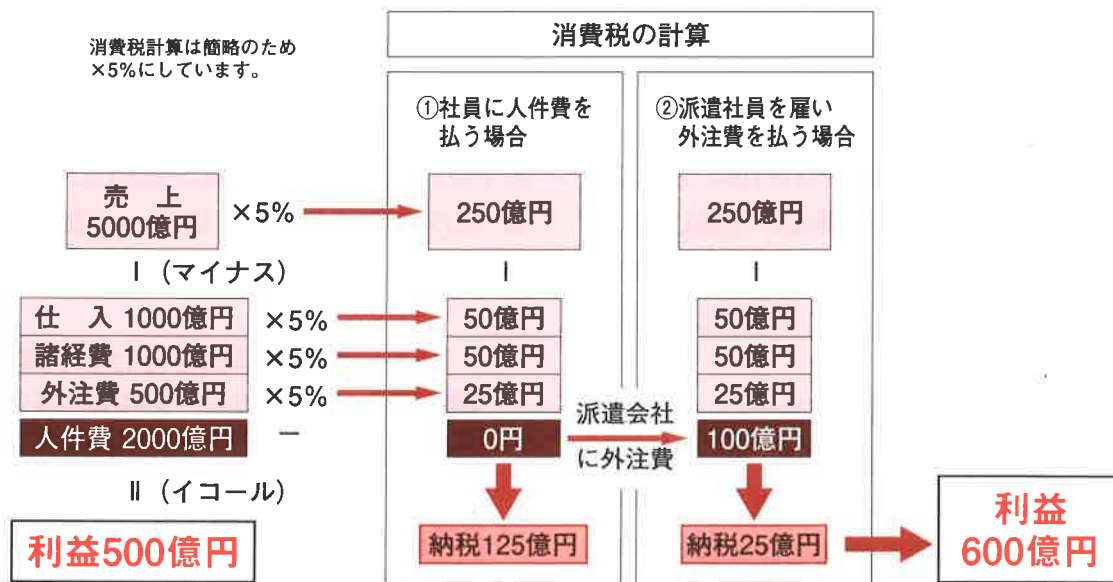
企業の消費税は、売上高から仕入れ・経費分を差し引いて納税額を求めます。人件費には消費税がかかります。ところが派遣や委託など外注化すると経費とみなされ消費税がかかりません。だから大企業は、派遣社員を大量に導入することで消費税の負担を大きく軽減しているの

です。

消費税の大増税は、不況と景気悪化を急激に進め、生協や小売業の経営を深刻な危機にさらすものであり、私たちの雇用と暮らしにとっては深刻な打撃となります。図⑧参照。

図⑧：消費税は賃金課税、リストラを加速する

(例) 売上げ高5,000億円の企業の場合。仕入れと諸経費と外注費と人件費を差し引いて利益が500億円。消費税は売上げの5%で250億円。でも仕入・諸経費・外注費の消費税は差し引けるから消費税の納税額は125億円となる。もしこの社員を「派遣社員」に置き換えたら、人件費と同額の2,000億円を派遣会社に支払っても、消費税を100億円差し引けるので利益が増える。



## 5 中小業者の営業破壊税

年商1000万円以上になると消費税の課税業者とみなされます。大企業とちがって弱い立場の中小業者は、消費税分を取引先から受け取っていてもいなくても、どんなに経営が赤字でも「消費税」を納税しなければなりません。

取引先からの値引き強要など、小規模な業者ほど消費税分を販売価格に上乗せすることが困難です。納税のために煩雑な帳簿の整理や納税事務を強要され、まさに中小業者にとっては「営業破壊税」です。

### 3 「消費税は社会保障のため」というウソ

1989年4月から、国民大多数の反対をよそに消費税の導入が強行されました。その時政府は、「消費税はこれからの高齢化社会にむけて社会保障を充実するために導入する」と断言しました。1997年「3%から5%への税率引き上げ」のときも導入時と同様に強弁しました。しかし導入から21年、消費税導入以前と比べて

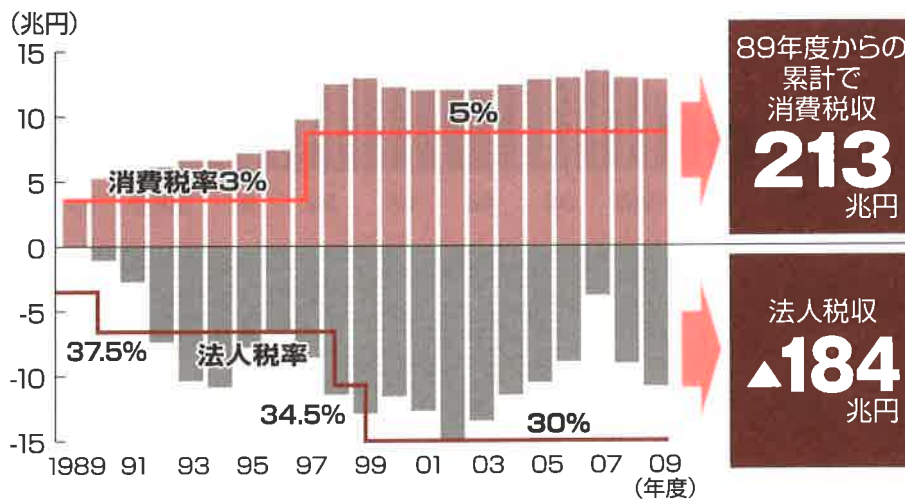
社会保障は良くなるどころか、大きく後退してきました。

いままた政府・財界は、「消費税を福祉目的税化する」などと称して、10%以上に増税することをねらっています。もうだまされません。そもそも税金・国家財政は、国民生活の安定・向上と社会保障の充実のために使うものです。

表⑩：消費税が導入されても社会保障は悪くなるばかり

	消費税の導入前1988年	2008年(平成20年)
健康保険本人の医療費	1割負担	➡ 3割負担に超激増
老人医療の自己負担(外来・月)	400円	➡ 1割～3割負担に超激増
国民年金保険料(月額)	7,700円	➡ 14,410円。約2倍に
厚生年金の支給開始年齢	60歳から	➡ 65歳から、に延期
年金支給額の平均	現役・月給の68%	➡ 47.7%に大幅減額
介護保険料負担	0円	➡ 平均4,300円
後期高齢者医療制度	なかった	➡ 2008年4月から導入強行

図⑨：消費税は大企業減税の穴埋めだった



(注)2007年度までは決算額、2008年度は決算速報値、2009年度は当初予算見込み額  
 「消費税」には「消費税譲与税」「地方消費税」を含む。「法人3税」は法人税、法人住民税、法人事業税

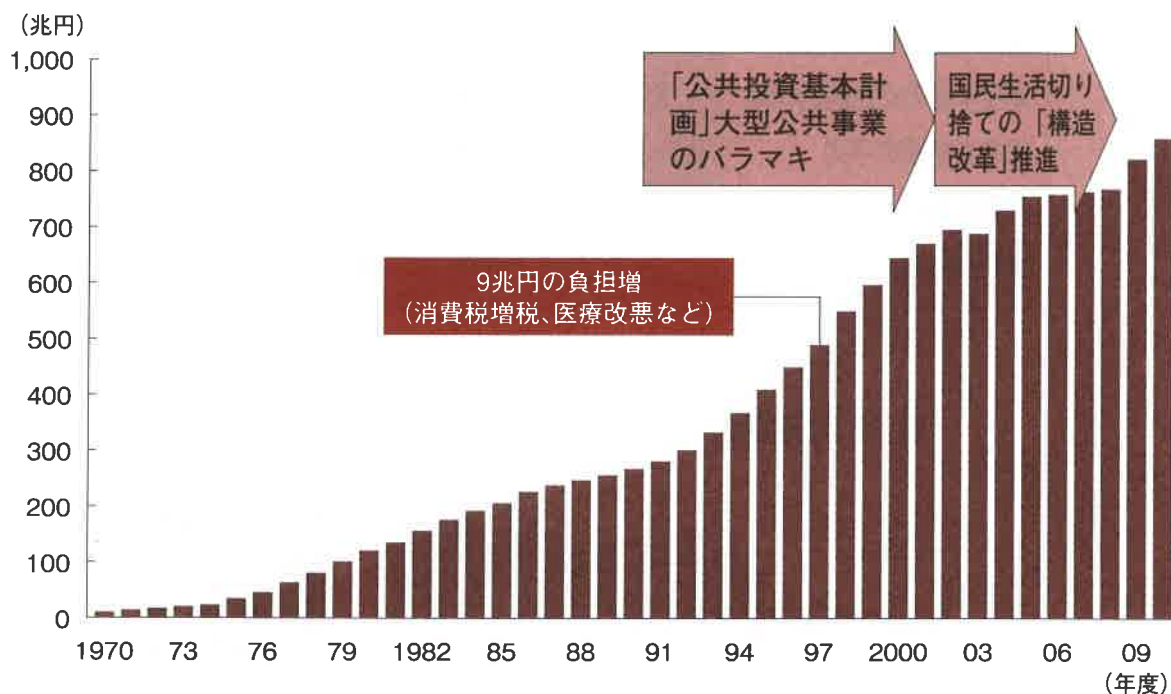
## 4 消費税導入・増税で悪化した「財政赤字」「ムダ使い」

自公政権も新政権も、「国の財政赤字は深刻だ。国民にも痛みをおねがいしなければならない」などと、自分たちの責任を棚上げにして消費税増税を国民に押し付けようとしています。しかし消費税 21 年間でふりかえると、1989 年「消費税導入」、1997 年「5% に増税」のあと、税収はどんどん減り続け、財政赤字もどんどん

増え続けてきました。

その背景には、大型公共事業の乱発や軍事費や米軍への「思いやり予算」の増大など膨大な税金のムダ使いがあります。同時に、税金のとり方の不公平＝大企業への減税・優遇税制の拡大・継続と富裕層への優遇税制があり、このダブルパンチが消費税 21 年を買い取ったのです。

図⑩：長期債務残高（国と地方の合計）の推移



# 6 私たちの税制改革の要求

欧米各国は経済危機の中、景気対策として「中低所得者など庶民には減税」「富裕層には増税」を断行し、景気回復をめざしています。とくにイギリスでは、消費税の減税と小規模企業の雇用対策への補助金を断行し、一定の成果をあげ

ています。

日本では新政権が自公政権と同様な大企業と富裕層への優遇策・特権的な減税の強化という予算・税制「改正」を強行し、世界の流れにも逆行しています。

## (1) 庶民減税と富裕層への増税は世界の流れ。

- ① 消費税の増税は行わないこと。  
緊急に食料品など暮らしにかかる消費税を減税すること。
- ② 基礎控除を大幅に引き上げること。




## (2) 大企業への異常な減税をやめさせる。

- ① 大企業の法人税減税の見直し。  
当面、1997年水準（37.5%）に段階的に戻す。対象は資本金10億円以上の大企業。（4兆円の税収増）
- ② 「研究開発減税」など大企業優遇税制を正す。（1兆円の税収増）

## (3) 大金持ち・大資産家への優遇税制をただす。

- ① 所得税・住民税・相続税の最高税率をもとにもどす。（1兆円の税収増）
- ② 証券優遇税制を廃止する。

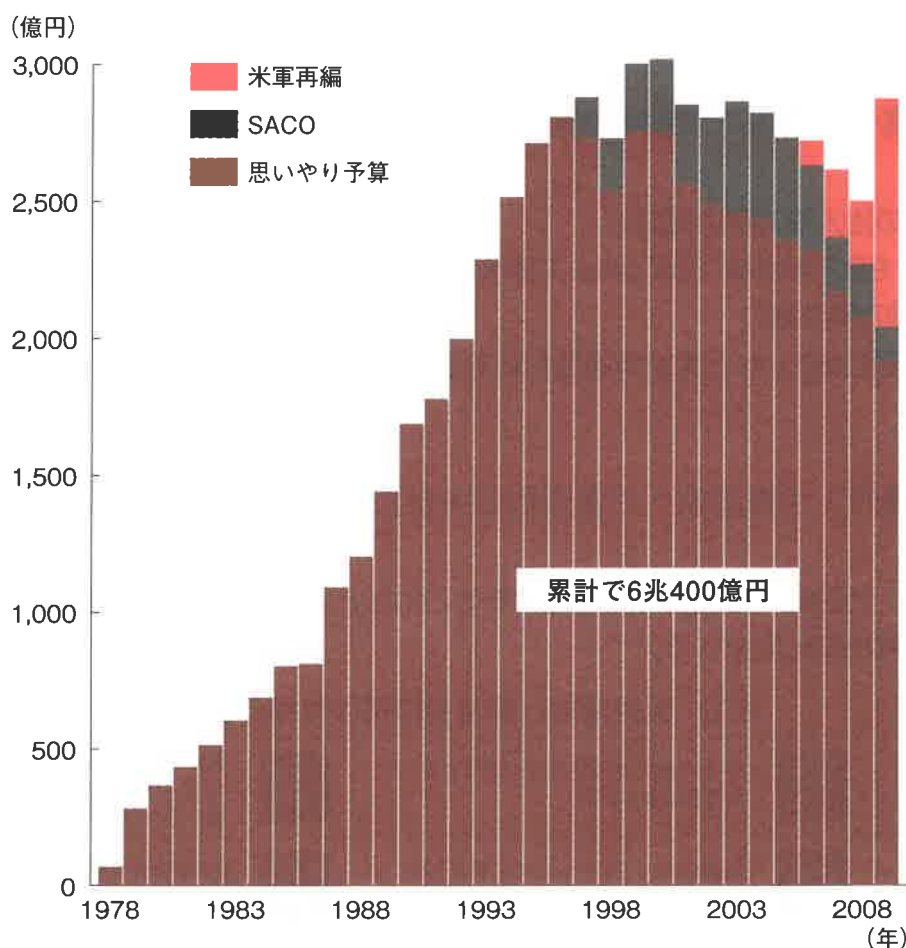
表①：庶民減税と富裕者増税は世界の流れ

 アメリカ	<b>庶民減税</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後10年間で72兆円の中低所得者への所得税減税を計画</li> </ul>	<b>富裕層増税</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療保険制度改革に伴う財源として、10年間で120兆円の富裕層などへの増税を計画</li> </ul>
 イギリス	<b>庶民減税</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費税率17.5%から15%に引き下げ</li> <li>・ 所得税の課税最低限度額の引き上げ</li> </ul>	<b>富裕層増税</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高額所得者の所得税を40%から50%へ引き上げ計画</li> </ul>
 ドイツ	<b>庶民減税</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホテルなど宿泊施設利用の消費税率19%から7%へ引き下げ</li> <li>・ 子ども1人当たりの扶養控除額拡大</li> <li>・ 児童手当（一時金）の支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得税の最低税率引き下げ</li> <li>・ 医療保険負担率引き下げ</li> </ul>

#### (4) 軍事費などの税金のムダづかいをただす。

- ① 軍事費を大幅に削減する。
  - ・米軍への「おもいやり予算」を廃止する。
  - ・自衛隊の海外派兵のための経費を削減する。
- ② 不要不急の大型公共事業の中止または延期する。  
東京外環道路など三大都市圏環状道路や、スーパー中枢港湾、八つ場ダム、川辺川ダムなどを中止または延期する。
- ③ 政府・官僚・財界の癒着や特権による浪費をなくす。
  - ・特定業界への補助金やバラマキをただす。
  - ・天下りを禁止し、目的不明の支出にメスを入れる。

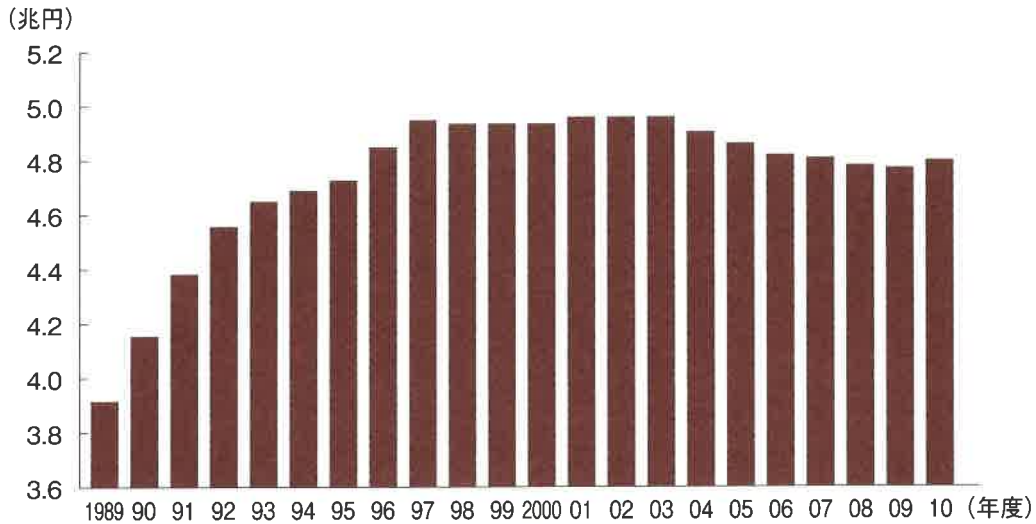
図⑪: 「思いやり予算」などの推移



(注)「思いやり予算」には、施設整備費、労務費、水光熱費、訓練移転費が含まれる。「SACO」は、「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO)関係事業の経費

資料：政府の予算書から作成。08年度までは補正後、09年度は当初予算

図⑫：5兆円規模を維持する軍事費（軍事費の推移）



財務省の資料から作成、当初予算ベース

### (5) 政党助成金を廃止する。

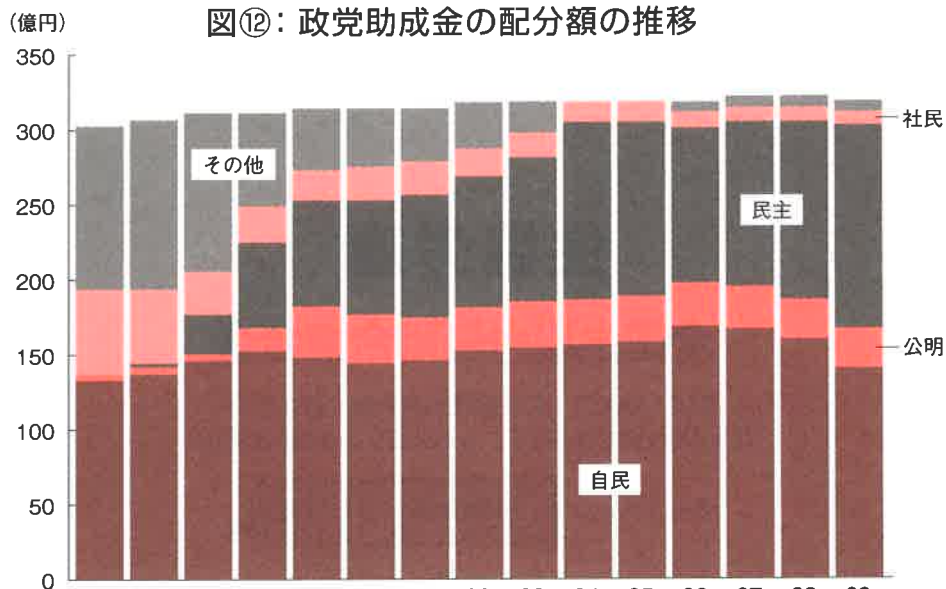
政党助成金は、「政党の活動を助成することを目的」に税金を政党につぎ込む制度です。1995年から実施され、日本共産党を除くすべての政党がうけとっています。2010年では総額3,126億円にのぼります。

そもそも国民の思想・信条の自由を侵害する制度です。汚職事件が多発し「政治には金がか

かる」という口実で、政党に助成するなどということは許せません。企業・団体献金を禁止もせず、政党助成金との二重取りを続けています。

ただちに政党助成金は廃止すべきです。政治と金の問題をきびしく反省し、政党は自立すべきです。

図⑬：政党助成金の配分額の推移



(注)「その他」には、「国民新党」「新党日本」「みんなの党」のほか、「新進党」「自由党」など、いまは存在しない政党が含まれている。日本共産党は受け取っていない。

資料：総務省ホームページのデータにより作成。09年度は総選挙後の変更後の額

# 生協労連

## 全国生協労働組合連合会

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-9  
TEL.03-3408-0067 FAX.03-3408-8955

ホームページ

生協労連

検索

2010年9月